

第1章 該非判定って何だ

1. 1 該非判定とは

Q 1-1 : 該非判定とは何ですか？

A 1-1 : 輸出しようとする貨物又は提供しようとする技術が、機能及び仕様を基準に規制する「リスト規制」に該当するか否かを判定することです。「該当」か「非該当」かを、判定するという意味で「該非」判定といいます。

Q 1-2 : 「スピード規制」などのように、「対象+『規制』」という名前なら分かりやすいのですが「リスト規制」とは、「リストを規制する法規」ではないですよね。この名前がついた背景を教えてください。

A 1-2 : 「リスト規制」とは、法令で規制対象品目リストを規定して、そのリストを基に規制する、というものです。いわば「手法+『規制』」という構造で、他にあまり類を見ません。輸出規制には、もう1種類「キャッチオール規制」があります。これも「手法+『規制』」という構造で、「悪用を未然防止するために、案件の全ての要素、特に需要者に関する事項を洗い出し、包括的に可否を判断する規制」のことです。

概してまとめれば、スペックに着目して「ハイスペック品を規制する」のが「リスト規制」、需要者の素性と用途に着目して「兵器等に関する輸出を規制する」のが「キャッチオール規制」です。

表1-1 リスト規制とキャッチオール規制のポイント

規制の趣旨 輸出(技術提供) 規制の趣旨	規制の種類	
	リスト規制	キャッチオール規制
規制対象貨物 (技術)	武器及び軍事転用が懸念される貨物の輸出(技術提供)	懸念される相手への輸出(技術提供) ロースペック品でも軍事転用の可能性あり
	① 武器 ② 軍事転用が懸念されるハイスペック品又はデュアルユース品(*1) (及びそれらに関連する技術)	通常の鉱工業製品(及び関連技術)すべて
輸出先(提供先)	相手先問わず	大量破壊兵器(*2) 関連又は通常兵器(*3) 関連の需要者

(*1) デュアルユース品 :

軍事用と民生用のどちらにも利用できるもの

(*2) 大量破壊兵器等 :

- ・核兵器
- ・軍用の化学製剤又は細菌製剤の散布のための装置
- ・軍用の化学製剤
- ・弾頭を300km以上運搬することができるロケット
- ・軍用の細菌製剤
- ・弾頭を300km以上運搬することができる無人航空機

※それぞれの部分品も含む。

(*3) 通常兵器 :

輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物
(大量破壊兵器等に該当するものを除く。)